

## 国の公共工事の代価の前金払の特例措置について

平成28年度以降に請負契約を締結した工事について、前金払の特例により、用途を拡大する措置（工事請負契約書第38条第2項（もしくは第39条第2項）の追加）を実施してきたところですが、令和6年度においても同措置が継続となりました。

同措置を希望する場合は工事請負契約書第38条第2項（もしくは第39条第2項）について下記のとおり、変更契約を締結する必要があります。

### 記

#### 【変更前】

前項の場合において、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

#### 【変更後】

前項の場合において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

つきましては、同措置適用を希望される受注者様におかれましては、下記問い合わせ先までご連絡いただけますと幸いです。

よろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）

沖縄防衛局 総務部 契約課 契約係 久保田（内153）  
大岡（内165）